

## 広島県告示第114号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第20条の規定によって、次のとおり公有水面の埋立権の承継の届出があった。

平成26年 2月24日

広島県知事 湯 崎 英 彦

### 1 承継の年月日

平成26年 2月 1日

### 2 埋立権の承継人の名称及び所在地並びにその代表者の氏名及び住所

#### (1) 名称及び所在地

今治造船株式会社

愛媛県今治市小浦町一丁目 4番52号

#### (2) 代表者の氏名及び住所

代表取締役 檜 垣 幸 人

愛媛県今治市小浦町一丁目 2番45号

### 3 埋立権の被承継人の名称及び所在地並びにその代表者の氏名及び住所

#### (1) 名称及び所在地

幸陽船渠株式会社

広島県三原市幸崎能地二丁目 1番 1号

#### (2) 代表者の氏名及び住所

代表取締役 檜 垣 俊 幸

愛媛県今治市小浦町一丁目 2番45号

### 4 埋立区域

#### (1) 位置

三原市幸崎能地二丁目2859番11, 2860番 5 及び2783番 6 の地先公有水面

#### (2) 面積

9,804.76平方メートル

### 5 埋立免許の告示の年月日及び番号

平成25年10月28日 広島県告示第802号

(平成25年10月18日付け指令港振第96号で免許)